

大源太砂防設備他利活用に関する覚書を 湯沢町と締結しました

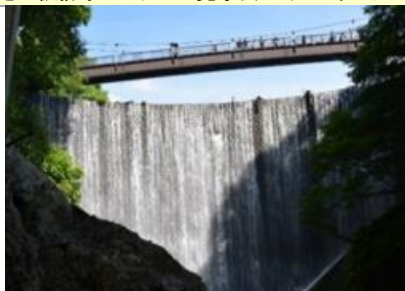
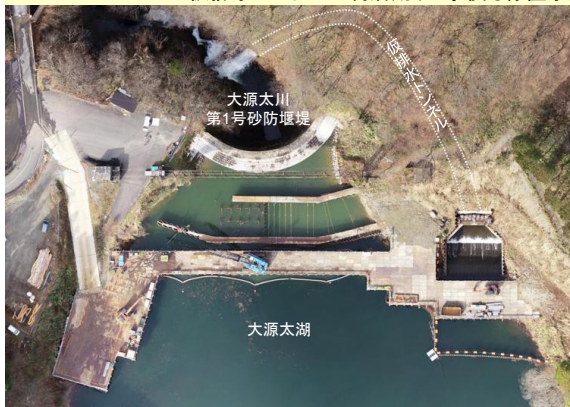
大源太川第1号砂防堰堤(竣工:昭和14年)は、湯沢町の観光拠点の一つである大源太キャニオンに位置し、登録有形文化財(登録:平成15年7月)でありシンボリックな存在となっています。

同堰堤は老朽化が著しいことにより、平成26年度から改築事業に着手し、令和2年度に本堰堤改築が完成しました。現在は工事の仮設物を撤去し、令和4年度中の事業完了を予定しています。

今回の改築事業で整備した附帯施設である仮排水トンネルの利活用など、地域から新たな観光資源及び地域振興として期待されていることから、大源太川第1号砂防堰堤及びその周辺部の利活用の促進とその安全確保の取り組みに向け、湯沢町と湯沢砂防事務所からなる「大源太砂防設備他利活用協議会」を令和4年3月3日に設立し、併せて湯沢町長と地域活性化に繋がる利活用促進を継続的に取り組む事について合意し覚書を交わしました。



仮排水トンネルの利活用(工事後も存置予定の仮排水トンネルの見学会やインフラツアー等、利活用の頻度を拡大)



仮排水トンネルとは
補強工事に支障となる流水の迂回を目的とした仮設の排水トンネルです